

草津市協働のまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市協働のまちづくり条例（平成26年草津市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で定めるところによる。

(まちづくり協議会の認定要件)

第3条 条例第11条第1項第8号の規則で定める要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 基礎的コミュニティの代表者が、組織の運営に参画していること。
- (2) 組織および運営に関し、規約、会則等に次の事項を定めていること。

ア 構成員の資格

イ 役員の選出方法

ウ 総会の設置

エ 事業計画

オ 収支予算

カ 収支決算

(認定の申請)

第4条 条例第12条の規定による申請は、まちづくり協議会認定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 規約または会則
- (2) 役員名簿
- (3) 組織構成図
- (4) 直近の事業計画書
- (5) 直近の収支予算書
- (6) 直近の収支決算書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、認定の可否について、まちづくり協議会認定可否通知書（別記様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定によりまちづくり協議会を認定したときは、その旨を告示するものとする。

(書類の提出)

第5条 まちづくり協議会は、毎年度、市長に対し、第4条第1項各号に掲げる書類を提出するものとする。ただし、年度内に変更があったときは、その都度提出するものとする。

(解散の届出)

第6条 まちづくり協議会が解散するときは、あらかじめまちづくり協議会解散届出書（別記様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（個人情報の提供）

第7条 条例第15条第2項の名簿は、対象者名簿（別記様式第4号）によるものとする。

（まちづくり協議会に提供する情報の範囲）

第8条 まちづくり協議会に対して提供する情報は、当該まちづくり協議会の区域内に居住する者の個人情報に限るものとする。

（名簿の返却）

第9条 まちづくり協議会は、名簿の提供を受けた目的を達成したときは、速やかに名簿を返却しなければならない。

（名簿管理者および名簿閲覧者の届出）

第10条 条例第15条第3項の規定による届出は、名簿管理者および名簿閲覧者届出書（別記様式第5号）により行うものとする。

2 名簿管理者の人数は、1人とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 名簿閲覧者の人数は、まちづくり協議会の活動状況により、市長が必要と認める人数とする。

4 名簿管理者および名簿閲覧者は、当該まちづくり協議会の構成員でなければならない。

5 名簿閲覧者による名簿の閲覧は、名簿管理者の許可のもと行わなければならない。

（名簿閲覧者および名簿管理者の変更届）

第11条 まちづくり協議会は、名簿管理者または名簿閲覧者を変更するやむを得ない理由が生じたときは、名簿管理者および名簿閲覧者変更届（別記様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（名簿の管理の方法）

第12条 名簿管理者は、提供を受けた名簿を施錠可能な書庫等で保管しなければならない。

（中間支援組織の指定要件）

第13条 条例第22条第1項に規定する指定は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 市民公益活動団体等の交流促進機能を持つこと。
- (2) まちづくりに関する情報の収集および発信機能を持つこと。
- (3) まちづくりに関する相談およびコンサルティング機能を持つこと。
- (4) まちづくりに関する人材育成および研修機能を持つこと。
- (5) まちづくりに関する活動支援および資金助成機能を持つこと。

2 市長は、前項の規定により中間支援組織を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次項および第3項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(草津市市民参加条例施行規則の一部改正)

2 草津市市民参加条例施行規則(平成25年草津市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第27条から第31条を削り、第32条を第27条とする。

(草津市附属機関運営規則の一部改正)

3 草津市附属機関運営規則(平成25年草津市規則第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

草津市協働のまちづくり条例検討委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 地縁団体から選出された者 (3) 市民公益活動団体を代表する者 (4) 草津市市民参加条例(平成24年草津市条例第21号)第8条の公募により選考する市民(以下「公募市民」という。) (5) その他市長が必要と認める者
--------------------	--

」を

「

草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 地縁団体から選出された者 (3) 市民公益活動団体から選出された者 (4) 草津市協働のまちづくり条例(平成25年草津市条例第2号)第2条第1項第6号の教育機関の関係者 (5) 草津市市民参加条例(平成24年草津市条例第21号)第8条の公募により選考する市民(以下「公募市民」という。) (6) その他市長が必要と認める者
-------------------------	--

」に改める。

別記様式第1号(第4条第1項関係)

年 月 日

草津市長

団体の名称

団体所在地

代表者氏名

⑩

まちづくり協議会認定申請書

草津市協働のまちづくり条例施行規則第4条第1項の規定により、まちづくり協議会の認定を次のとおり申請します。

協議会の名称	
代表者の氏名	
団体所在地	
備考	

(添付資料)

- (1) 規約または会則
- (2) 役員名簿
- (3) 組織構成図
- (4) 直近の事業計画書
- (5) 直近の収支予算書
- (6) 直近の収支決算書

様式第2号(第4条第2項関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

まちづくり協議会認定可否通知書

年 月 日付けの認定の申請について次のとおり決定しましたので、草津市協働のまちづくり条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

決定内容	
備 考	

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

草津市長

協議会の名称

団体所在地

代表者氏名

㊟

まちづくり協議会解散届出書

まちづくり協議会を解散しましたので、草津市協働のまちづくり条例施行規則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

協議会の名称	
解散年月日	
解散理由	
備考	

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

草津市長

協議会の名称

事務所の住所

団体所在地

㊟

名簿管理者および名簿閲覧者変更届

草津市協働のまちづくり条例施行規則第11条の規定により、下記のとおり、名簿管理者および名簿閲覧者の変更を届け出ます。

1. 名簿管理者

	氏名	住所	連絡先
変更前			
変更後			

2. 名簿閲覧者

	氏名	住所	連絡先
変更前			
変更後			